

太陽光発電設備導入事業基本協定書（案）

山梨県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、県有施設への太陽光発電設備導入事業（以下「本事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、当事者の役割その他本事業の円滑な実施に必要な基本事項を定めることを目的とする。

（基本理念）

第2条 甲及び乙は、この協定に定められた事項につき、信義に従い、誠実にこれを履行しなければならない。

（太陽光発電設備の所在地及び設置面積）

第3条 乙は、甲が指定する下記の施設（以下「本物件」という。）に関し、この協定の締結の後、本協定に定める条件に従って太陽光発電設備及び付帯設備（以下「発電設備等」という。）を設置することができる。

施設名・所在地： 仕様書（別紙1）施設一覧のとおり

- 2 発電設備等の開発、設計、設置（以下総称して「設置等」という。）に際して甲の金銭的負担はなく、乙は、自己の費用と責任によりこれを行うものとする。
- 3 発電設備等の設置面積は、第6条第1項の使用面積申請時に確定するものとする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から本事業の事業期間終了までとする。

（事業期間）

第5条 事業期間は、協定締結日を開始日とし、発電設備等の運転期間に、発電設備等の設置に要する期間や撤去及び原状回復に要する期間を加えた期間とする。

- 2 甲及び乙は、発電設備等の運転を行う期間を含めて電力供給契約の契約期間を定めるものとし、当該契約に基づく電力供給の期間は20年（240か月）以内とする。ただし、施設の電気設備点検に伴い運転できない場合を除き、甲側の理由で運転ができない期間は、当該電力供給の期間に含まないこととする。
- 3 運転終了後の撤去等に係る期間は1年（12か月）を限度とする。
- 4 発電設備等の設置に要する期間における試運転により発電した電気については、乙は甲へ費用を求めないこととする。

（屋根等の使用について）

第6条 乙は、本事業を行うために、甲に使用面積及び仕様書に記載のある施設提供に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づき、甲から行政財産使用許可を受けることとする。

2 屋根の使用については、乙は、発電設備等の運転期間内において5年毎に前項に定める申請手続きを行うものとする。ただし、発電設備等の設置に要する期間及び撤去及び原状回復に要する期間については、別途申請手続きを行うものとする。

3 屋根等は現状で使用するものとする。甲は事業期間中の設置場所の仕様に関して、建物の契約不適合責任を含む一切の責任を負わないものとする。

4 甲は、乙に対して、本物件を、以下の条件で山梨県行政財産使用料条例（昭和39年山梨県条例第15号）第5条の規定により無償にて貸し渡し、乙はこれを借り受ける。

（1）対象物件：本物件

（2）使用目的：本事業の実施（発電設備等にかかる設置工事及び撤去並びに原状回復にかかる工事を含む）

（3）期 間：第5条第1項に定める期間とする

（補助金等の交付申請）

第7条 乙が発電設備等を設置等するにあたり、国、地方公共団体、独立行政法人、または一般財団法人等（以下「国、地方公共団体等」という。）の補助金、助成金等（以下「補助金等」という。）の交付を得ようとする場合は、甲は、乙が補助金等の交付を受けるための申請手続きに協力するものとする。

（補助金等により得られた資金の還元）

第8条 乙が、国、地方公共団体等から発電設備等の設置等の為の補助金等の交付を受けている場合、乙は、補助金等により得られた資金を甲に還元するとともに、還元される額について甲に示すものとする。

（補助金等に係る停止条件）

第9条 乙が発電設備等の設置等の為の補助金等の交付がなされなかった場合、乙は本協定を解除することができる。また、乙は解除による費用は負担しないものとする。

（設置工事等）

第10条 乙は、発電設備等の設置工事に着手する前に、甲に対して、乙が通常使用する様式の平面図、電気設備図面、工事計画書等を提出し、その承認を受けるものとし、当該工事計画の変更については、甲との協議を行うものとする。

2 乙は、発電設備等の設置、修理等の工事を実施するときは、当該施設の設置目的を踏まえて、施設管理者と十分な協議を行い、当該施設利用者の安全性等に配慮した実施スケジュールおよび工法により行うものとする。

3 甲および乙は、両者立ち合いの下に発電設備等の設置場所を確定する。

- 4 乙は、関係法令、規則及びガイドライン等を遵守のうえ、乙の費用と責任により、本事業の実施のために必要な事務手続きの一切を行い、太陽光発電事業を行うものとする。
- 5 甲は、前項に定める乙による本事業の実施のために必要な事務手続きについて協力するものとする。

(県内事業者への発注)

第11条 乙は、発電設備等の工事請負、管理等については、県内事業者（山梨県内に本店又は事務所機能を有する営業所等がある事業者）への発注に努めるものとする。

(メンテナンス)

- 第12条 甲及び乙は、乙が供給する電力の送電上の責任分界点（以下「送電責任分界点」とする。）は、甲の引込線と乙の設置した乙の開閉器（スイッチ）との接点とする。
- 2 送電責任分界点をもって甲、乙それぞれの所有する工作物をそれぞれの責任と費用負担において適切に保守及び保全、修繕を行うものとする。
- 3 乙は、発電設備等を設置した屋根等について、当該設備が常に正常かつ安全な状態で稼働するために必要なメンテナンス等を定期的実施するものとする。
- 4 乙は、発電設備等に故障等が生じた場合には、速やかに修理等を実施し、発電設備等が正常な状態で稼働できるよう復旧に努めるものとする。
- 5 乙は、毎年積雪による故障等や台風被害等を確認するため一回以上点検を行い、腐食、さび、変形、基礎の沈降、隆起、ボルト、金具等のゆるみの確認を行うものとする。点検結果については、点検内容の確認ができる写真を添えて県へ報告するものとする。また、地震、台風等の災害発生後は原則として発電設備等全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すものとする。
- 6 乙が、発電設備等の変更、追加等を行う際は、甲に対して事前に書面により通知し、承諾を得ることとする。ただし、発電設備等が損壊した場合や災害等その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な工事は甲の承諾は要せず、事後での報告とする。
- 7 甲は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、速やかに乙に対して通知する。
- (1) 甲が発電設備等に故障、不具合その他の異常を発見した場合
 - (2) 甲が本事業に悪影響を及ぼす恐れのある本物件の設備の異常を発見した場合
 - (3) 甲に対して本物件の近隣住民等から本事業に係る苦情等の申し入れがあった場合
 - (4) 甲が近隣に本事業に悪影響を及ぼす恐れのある建築物等が建設される可能性があることを認識した場合
- 8 甲は、乙が発電設備等の維持及び運用するのに必要な範囲で、建物の異常を発見した場合には、適切に維持管理をするものとし、乙が、本物件について甲の負担に属する必要費が発生したときは、甲との書面による承諾を受けた場合に限りその償還を請求することができる。

(メンテナンスの代行実施)

第13条 前条に規定するメンテナンスについては、乙は乙の指定する者に委任し、又は請け負

わせて行うことができる。

- 2 乙以外の者に設備の点検等を行わせる場合は、緊急に修理を行う場合を除き、乙はあらかじめ甲に次の事項を通知し、その承諾を得なければならない。

- (1) 委任し、又は請け負わせる内容
- (2) 委任し、又は請け負わせる相手

(事業期間中の施設の廃止等)

第14条 本物件における施設の統廃合等により、やむを得ず発電設備等の撤去が必要となる場合、甲は乙に発電設備等の撤去を求めることができるものとする。

- 2 本物件において、甲が改修工事等を実施する場合は、乙は必要に応じて設備の一時的な運転及び一時撤去、保管、再設置に応じること。その場合に発電量の保証は行わない代わりに、発電設備等の運転期間には含まないものとする。

(発電設備等の取扱い)

第15条 甲及び乙は、発電設備等の所有権が乙に帰属することを確認する。

- 2 電力供給契約の契約期間満了時、乙は本物件から発電設備等の一切を撤去し、本物件を原状に回復するものとする。ただし、契約期間満了の6か月前から契約期間満了時まで、本契約終了時の設備の扱いについて、甲から乙に対して何らかの申し出があった場合には、設備の扱いについて甲乙協議の上、決定する。
- 3 乙は、前項の規定による原状回復にあたり、事前に書面で甲に申請し、書面による承諾を得なければならない。
- 4 撤去工事の詳細については、事前に甲及び乙で協議の上、決定するものとする。
- 5 乙は、設備の撤去に際し、甲に対し、撤去に関する費用、その他の財産上の請求を行わないものとする。また、乙は、甲に対し、設備の買取請求も行わないものとする。
- 6 乙は、契約期間の満了までに設備の撤去に要する費用を売電収益から積み立てる。乙の負担により設備の撤去を行わない場合、設備の撤去を目的として積み立てた費用の取扱いについては、甲乙で協議して決定する。
- 7 乙の都合により事業期間の途中で本事業の全部又は一部を中止した場合又は事業期間が終了した場合は、乙の費用負担により発電設備等の全部又は一部の撤去を行い、当該発電設備等が設置された屋根等の原状回復を行うものとする。
- 8 撤去した設備については、『太陽光発電設備リサイクル等推進に向けたガイドライン』の内容に従って適切に処理する。なお、撤去時点でより適当と思われるガイドライン等が国から公表されている場合にはその内容に従うものとする。

(環境価値の取扱い)

第16条 甲が自家消費した電力に付随する環境価値については、甲に帰属するものとする。

(施設への立ち入り)

第17条 乙は、事前に施設管理者の許可を得たうえで、発電設備等のメンテナンス等のため本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、前項の規定により施設に立ち入る場合には、身分証を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示するものとする。

3 乙は、法令上の電気主任技術者の点検が必要な場合は、これを行うこととする。また乙は、施設側の電気主任技術者の法令点検等の業務で必要がある場合は、甲に協力するものとする。

4 甲は、本物件の保全その他管理上立ち入る際にも、緊急時を除き乙の許可なく発電設備等の操作等を行わないこととする。

5 甲および甲から管理を委託されている事業者は立ち入りについて必要な範囲で乙に協力するものとする。

(工事完了確認)

第18条 甲は、乙が発電設備等の設置、修理等の工事を実施したときは、乙の立ち合いのもと、当該工事が事業計画どおりに完了したことを確認するものとする。

2 乙は、前項に規定する確認を得た後、電力供給契約に基づく日時より電力供給を開始することができるものとする。

(費用負担)

第19条 発電設備等に係る設計、材料調達、設置工事、メンテナンス、機器の更新及び撤去並びに各種手続きの申請に係る費用、発電設備等に賦課される公租公課その他本事業の実施に必要な費用は、乙の負担とする。

2 乙と甲は、乙が甲に販売する電力について別途電力供給契約を締結し、甲は乙に対して当該契約に基づき供給を受けた電力に関して支払いを行うものとする。

(周辺地域への配慮)

第20条 乙は、発電設備等の設置及び管理においては、地域の景観や周辺住民への影響に配慮するものとし、地域住民及び施設管理者から苦情があった場合は誠実かつ速やかに適切な対応を行うものとする。また、甲は、地域住民及び施設管理者から苦情があった場合は、乙の帰責事由に基づく場合を除き、可能な限りにおいて協力するものとする。

(非常時の施設への電力使用)

第21条 乙は、災害や計画停電等により一般送配電事業者から施設に供給される電気が遮断された際には、甲に対して、非常用電源コンセント等から電気を無償で提供するものとする。

(事故報告)

第22条 乙は、発電設備等の設置又は管理に伴う事故が発生したときは、直ちに甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の事故が発生したときは、速やかに実態を調査し、その損害を把握し、その原因

が乙の責めに帰すべき事由に基づく場合には、適切な措置を講じ、再発を防止するための対応を行うものとする。

3 甲及び乙は、緊急時の連絡体制を整備しておくものとする。

(保険等への加入)

第23条 乙は、乙の設置した発電設備等に起因して、施設に損害が生じた場合又は施設の利用者等に損害を与えた場合はその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、前項の場合に備えて火災保険などの損害保険及び損害賠償保険（対人を含む）等に加えるものとし、当該保険証券の写しを甲に提出するものとする。

(発電設備等による損害の応急措置)

第24条 発電設備等が施設や施設の利用者等に損害を与え、その状態が続くことにより相当な被害が予想される場合は、甲は撤去等の応急措置をとることができるものとし、当該状態の発生が甲の帰責事由に基づく場合を除き、その措置費用等を乙に請求することができるものとする。

(発電設備等の盗難又は毀損)

第25条 甲は、設置された発電設備等の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、一切責任を負わないものとする。

2 乙は、甲が故意又は重大な過失によって発電設備等に損害を与えた時は、甲に対して損害賠償を請求することができる。

3 前項の場合において、乙の加入する保険で補填された損害に対しては、損害額から補填された保険相当額を控除して請求する。

(発電設備等の設置による影響への対応)

第26条 乙が、本協定に基づき発電設備等を本物件に設置することの安全性について確認を行うため、甲は乙に対して必要な書類を開示するものとする。

2 発電設備等を設置したことにより建物の安全性に問題が生じ、その問題が乙の責めに帰すべき事由に起因する場合は、乙が自己の費用と責任に基づき必要な対策をとるものとし、その問題により甲に生じた損害を賠償するものとする。甲の責めに帰すべき事由に起因する場合は、甲が自己の費用と責任に基づき対策をとるものとし、その問題により乙に生じた損害を賠償するものとする。

3 発電設備等の設置及び管理に起因する雨漏りその他の損害が生じた場合は、乙の責任において必要な措置を講じるものとする。

4 甲の都合（経年劣化等）により屋上等の防水工事等を行う場合、当該工事に支障がある場合は、乙は必要に応じて設備の一時的な運転及び一時撤去、保管、再設置に応じるものとする。そのために必要な費用については、各施設一度目は乙の負担とし、二度目以降は甲乙協議により決定する。なお、甲はその場合の発電量の保証は行わないものとする。ただし、当該期間は、

発電設備等の電力供給の期間には含まれないものとする。

- 5 第2項及び第3項の損害等について、乙の設置した発電設備等に起因するものか甲の施設の老朽化等に起因するものか不明な場合は、調査の上、甲乙で協議して決定するものとする。また、甲及び乙はその原因究明に協力するものとし、調査費用については、甲乙協議して決定するものとする。

(第三者への損害賠償)

第27条 発電設備等の設置及び管理において第三者に及ぼした損害について、乙の責任において、その損害を賠償する義務を負うものとし、その場合の費用は乙が負担するものとする。さらに速やかに甲に報告するものとする。

- 2 前条の損害が、甲の指示又は甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその費用を負担する。ただし、乙が甲の指示が不適切であること又は甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

- 3 前2項の場合その他この協定の履行により第三者との間で紛争が生じたときは、甲乙協力して処理解決にあたるものとする。

(遵守事項)

第28条 乙は、次の各号について遵守するものとする。ただし、事前に甲の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 本物件の上に発電設備等以外の物を設置しないこと。
- (2) 本物件において、甲に迷惑を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
- (3) 本物件を本事業目的以外の用途に使用しないこと。

- 2 甲は、次の各号について遵守するものとする。ただし、事前に乙の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 本物件に発電設備等に対して影となる障害物を設置する等、本事業における売電量の減少につながるものが想定される行為（事業の廃止又は供給電力量が消滅若しくは著しく減少することとなる事業の変更若しくは縮小を含むが、これらに限られない。）を行わないこと。
- (2) 本物件に第三者を立ち入らせないこと。
- (3) 不正に電力の支払いを免れる行為を行わないこと。
- (4) 発電設備等の改造等又は取壊し等を行わないこと。
- (5) 発電設備等の設置及び運用に必要な情報の提供、発電設備等の設置工事に伴う調整その他本事業の実施のために必要な事項について乙に協力すること

(権利義務の譲渡等)

第29条 乙は、事前の甲の書面による承諾を得ることなく、本協定によって生じる権利、義務の全部又は一部（以下「本権利義務」という。）を、第三者に譲渡し、又は承継させ、あるいは担保に供し、若しくは本物件を売却してはならない（上記いずれの行為も合併、会社分割、事

業譲渡その他の組織再編行為に基づく場合を含む。)

- 2 乙が本権利義務を第三者に譲渡する場合又は本物件を売却する場合、乙は甲の事業に影響を与えないよう十分な水準を満たす譲渡先を選定し、本協定の承継につき甲の同意を得たうえで、当該譲渡又は売却の先の信頼性等に関する情報とともに書面にて甲に申し入れをし、甲の書面による承諾を得たうえで、当該譲渡又は売却先に本権利義務を承継させなければならない。

(不可抗力)

第30条 本協定の有効期間中に天災地変その他の不可抗力により本協定の全部又は一部の履行の不能又は遅延が生じた場合は、乙は、かかる履行不能又は履行遅延について一切の損害賠償責任を負わないものとし、当該不可抗力事由により乙が本事業を行うことができない合理的な期間について、甲及び乙は本協定に基づく義務の免除を受けることができるものとする。また、甲又は乙は、当該期間が長期間に及び、本協定の継続が困難となった場合は、相手方に対する書面による通知により本協定を解除することができる。

- 2 前項にかかわらず、前項の事情により発電設備等が毀損し、これにより発電設備等が設置された建物等が毀損若しくは倒壊した場合、又は、発電設備等ないしはその付帯設備が転倒若しくは落下するなど発電設備等を原因として甲若しくは第三者に損害を被らせた場合、乙はその費用と責任をもって賠償にあたるものとする。
- 3 第1項の事情により乙が所有する設備が毀損又は滅失した場合、甲は、その賠償の一切の責を免れるものとし、乙が逸した収入を補償する義務を負わないものとする。

(甲の解除権)

第31条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、乙に対する書面での通知により、本協定を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 事業期間内において本協定に違反して電力供給を履行しないとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、本協定に違反しているとき。
 - (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号、その後の改正を含む。)に基づく工作物の維持及び運用において重大な違反が明らかになり、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に違反行為を改めない、又は止めないとき。
 - (4) 甲に損害を与え、又はその信頼を失墜させるような何らかの行為をしたとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対する書面での通知により、直ちに本協定の解除をすることができる。
- (1) 乙が、乙の責めに帰すべき事由により、補助金等の交付を受けることができないとき。
 - (2) 電力供給が履行不能であるとき(ただし、乙の責めに帰すべき事由による場合に限る。)
 - (3) 電力供給の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 電力供給の一部の履行が不能である場合又は電力供給の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは本協定を締結した目的を

達することができないとき。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(6) 本協定の締結若しくは履行に関し、不法行為又は契約規則に違反する行為をしたとき。

(7) 第29条の規定に違反し、甲の承諾を得ずに本協定から生じる債権を譲渡したとき。

(8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者等をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他本協定に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに応じなかったとき。

チ 暴力団又は暴力団員に、本協定から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても、本協定の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は本協定を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 前2項の規定により本協定が解除された場合については、乙は、甲にその損害の賠償を求めることができない。

4 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第1項又は第2項の規定による協定の解除をすることができない。

（乙の解除権）

第32条 乙は、甲が本協定に違反し、その違反によって本協定の履行が不可能となったときは、本協定を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により本協定を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償

を甲に請求することができる。

- 3 本協定の締結後に乙による実施設計の結果、設置に支障等が判明し、申請した内容の設備機器の設置が不可能又は困難であると乙が判断したとき。

(本協定の期間満了前の終了における権利関係等)

第33条 本協定が第31条及び前条に基づく解除その他の理由により期間満了前に終了した場合、甲及び乙は、発電設備等の取扱いについて協議するものとする。ただし、甲は、乙の責に帰すべき事由により甲が本協定を解除した場合であって、甲及び乙の間での協議に基づく合意が合理的期間内になされない場合、上記にかかわらず、乙に対して、合理的期間内に、乙の費用負担で、合理的な方法により発電設備等を撤去した上で本物件の一部又は全部を原状回復して返還することを求めることができるが。また、乙が解散した場合等の発電設備等の取扱いについては、乙の債権者たる金融機関との間の担保権の定めに従うものとする。

- 2 第31条第1項若しくは第2項又は前条第1項若しくは第2項に基づき、甲又は乙が本協定等を解除した場合、当該解除がなされた相手方は解除を行った者に生じた損害等を賠償するものとする。ただし、甲又は乙が債務を履行しない事由が、不可抗力による場合はこの限りではない。

(本件事業のスケジュールに関する事項)

第34条 乙は、本件事業のスケジュールに重大な変更が生じる場合には変更内容及びその理由を速やかに甲に報告するものとする。

(意思表示の方法)

第35条 本協定に関し当事者間で行う申込み、承諾その他の意思表示は、すべて書面により行うものとする。

(守秘義務)

第36条 甲及び乙は、本協定の内容その他本協定に関する一切の事項及び本協定に関連して知り得た相手方に関する情報について、相手方の事前の書面による同意なくして、第三者に開示してはならない。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りでない。

- 2 本条に基づく甲及び乙の義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

(事業報告)

第37条 乙は、甲に毎年度施設ごとの発電量及び事業収支の状況を前年度終了後速やかに報告するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、乙は、甲が求める内容について報告するものとする。

(監査)

第38条 甲は、発電設備等の設置又は管理に関し、定期的に又は随時にこの協定に基づく処理状況を監査することができる。

(仕様書等の遵守)

第39条 乙は、本事業の遂行にあたり、仕様書の記載内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(関係法令の遵守)

第40条 乙は、この協定を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協定の費用)

第41条 この協定の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第42条 甲と乙は、この協定について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(協定内容の変更)

第43条 甲及び乙は、必要があると認めるときは協議のうえ、本協定の内容の一部を変更することができる。

(協議事項)

第44条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事 長崎 幸太郎

乙